



はい！こちら消費生活センターです

新生活！突然やってくる電気・ガスの訪問販売にご注意

2月から3月にかけて引っ越しなどで新生活を始める時期は、電気・ガスの契約トラブルが増える傾向にあります。

- ・同じアパートの住人も契約したと電力会社に勧誘されたが、嘘だった。
- ・電気・ガス料金が安くなると言われたが、むしろ高額になった。突然の訪問で勧説を受けた場合は、その場で契約せず、事業者名や連絡先、目的等をよく確認する。

対策①電気やガスの検針票には、契約の切り替えに必要な顧客番号や供給地点特定番号等が書かれている。契約の意思がなければ、はっきりと断り、検針票の記載情報は慎重に取り扱う。

- ②「アパート全体が契約している」と言わされた場合は必ず管理会社等に確認する。
- ③「料金が安くなる」と勧説された際は、プラン内容を確認し、他事業者と比較して検討する。
- ④特定商取引法上の訪問販売に該当する場合は、事業者から適法な契約書面を受け取ってから8日以内であればクーリング・オフできる。

困ったときは、すぐに消費生活センター等に相談しましょう。

*その他、退去する時に納得できない費用を請求された場合は、国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」を参考にしてください。

相楽消費生活センターは

4月28日より京都府木津総合庁舎に仮移転しました

(住所:木津川市木津上戸18番地1)

消費生活の相談や苦情はお気軽に相楽消費生活センターへ（電話又は来所）

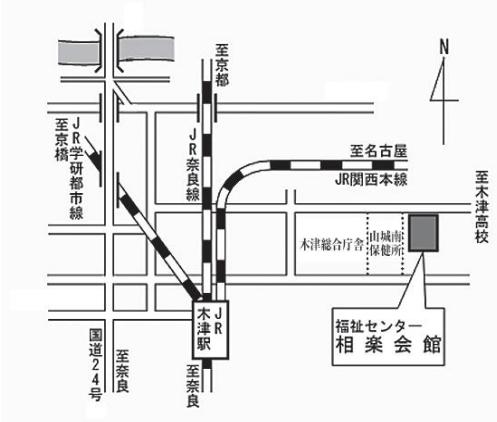
☎ 0774-72-9955 (ナニ? キューキューGOGO!)

相談は無料です。秘密は厳守します。

※「消費者ホットライン」☎ 188 (いやや!) 番もご利用ください。

相談日 月～金（祝・休日、年末年始除く）

相談時間 午前9時～正午、午後1時～4時



相談すれば 楽になる